ソーラー投資をさらに有利にする手法のご案内



項目	A 消費税メリット最大化プラン	B 所得税減額・取返しプラン
手法	・ソーラー専業法人の設立 ・3期まではあえて課税、4期以降は免税事業者に。 ・生産性向上特別措置法 ソーラー専業法人 ・	・個人であえて事業所得で申告 ・青色申告特別控除 ・各種領収書を経費に ・生産性向上特別措置法 ・生産性向上特別措置法 ・現代の表現では、 ・生産性の上特別措置法 ・現代の表現では、 ・現代の表現で、 ・現では、 ・現代の表現で、
効果	既に消費税課税の事業者や 不動産経営者(事務所・駐車場系)の方に最適 <前提条件> ・低圧3基 ・投資規模:6千万+消費税480万 ・売電収入:年750万+消費税 <当初3年間をあえて課税にする> 480万-750万×8%×3年=還付300万 <4年目~20年目(税率10%)までは免税に> 750万×10%×17年=益税1,275万 <但し、法人住民税均等割> 7万×20年=▲140万 →単純合計=1,435万 <生産性向上特別措置法> ・3年分の固定資産税が軽減となり 207万の節税メリット <副次的効果> ・他者に譲渡しやすい ・副業を気にするサラリーマンも親族等を社長にすることでソーラー投資が可能に	サラリーマンにも減税メリットが <前提条件> ・低圧1基 ・投資規模:2千万+消費税160万 ・売電収入:年250万+消費税 <売電収入を青色申告> ・65万円の青色申告特別控除 ・事業関連の領収書を経費に →売電収入の課税対象が半減 <生産性向上特別措置法> ・3年分の固定資産税が軽減となり 69万の節税メリット <さらに消費税還付スキーム> ・パネルの消費税を取り返す。 (左欄<当初3年間をあえて課税にする>参照)
会社経営者	0	0
不動産経営者・地主		
事務所テナント駐車場メイン	0	Δ
・賃貸住宅メイン	\triangle	\triangle
サラリーマン		
・副業禁止が厳しい	©	×
・副業禁止規定なし・緩い	Δ	©
注意点	1法人に持たせるのは4基以内が適当です。 5基以上投資する場合、もう1法人を設立することをお勧めします。	売電収入については、雑所得とする考え方もあります。 考え方に理解を示す税理士と相談の上進めてください。
ASC のサービス	・設立は実費のみ(合同会社6万) ・日々の会計処理対応とご相談は月1万、決算時10万 (消費税対応年度は月+20%、決算時+5万) ・書面添付オプション(税務調査が省略される取り組み)+20%	・9.5万(事業所得での申告) ・消費税ありだと+2万 ・開業届、青色申告等の各種届出は1万 ・書面添付オプション(税務調査が省略される取り組み) +20%